

西尾市議会議場に国旗・市旗を掲揚することについての請願書に対する反対討論

私は、西尾市議会議場に国旗・市旗を掲揚することについて、反対の立場で討論いたします。

本請願は、平成11年の「国旗及び国歌に関する法律」の制定を示し、国旗いわゆる日の丸がわが国の象徴であり、日本人にとって自然かつ身近なものとして既に定着していると述べ、将来の国家・社会の担い手である青少年や西尾市の企業や市民が、今後ますます国際化する世界の中でわが国に誇りを持ち、自国とともに他国やその象徴である国旗を尊重する国際感覚を養うことを極めて大切な課題であるとして、そのために、議場に国旗・市旗を掲揚することを求めるというものであります。

私も、国旗及び国歌に関する法律については尊重をするものです。しかしながら、この法律は国旗の掲揚や国歌斉唱を国民に義務づけた法律ではありません。

同法の制定にあたっては、憲法第19条の思想・良心の自由を尊重すべきということから、国民に対してこれを強制、強要はしないとされ、内閣が、特にこれを明言していることは、みなさん、ご存知の通りであります。

地域には、さまざまな価値を持つ住民が暮らしています。請願者が述べられるように、オリンピックを始めさまざまな場面で国旗が使われており、身近なものとなっていることはわかりますし、違和感をもつ国民・市民は少ないと思いますが、しかし、国旗にまつわる歴史を振り返りますと、国民感情、市民感情は必ずしも一致しているとは言えない事実があります。

市議会に求められるのは、多様な価値観を持った市民の存在を認めながら、話し合いによって合意形成を図りつつ、市民中心のまちづくりを進めていくことです。西尾市の議員は、議場に国旗や市旗があってもなくても、議員ひとりひとりが市民の代表として、その責務を全うしてまいりましたし、これからもそうです。

また、委員会の審議では、賛成意見として、儀礼である、礼儀であるとの発言が繰り返しありました。しかし、それならば、西尾市としての態度は既に示されており、国旗も市旗も本庁舎前に掲揚されています。

(つづく)

請願者は、青少年育成のためと求めてもいますが、同様に、小学校・中学校でも毎日、国旗は掲揚されています。

国を愛する気持ち、誇りに思う気持ちは、目に見える形で表されるものではなく、それぞれの心のうちにあるものです。私は、国を愛する心は、単に国旗掲揚をもって醸成されるものではなく、その国において、ひとりひとりの国民がどれほどその意志を尊重されているかによって醸成されるものであると捉えています。
以上、本請願に対する反対討論といたします。